

社会福祉法人いずみ福社会評議員及び役員の 報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみ福社会定款第8条及び第21条の規定により評議員及び役員の報酬等の支給基準について定める。

(報酬の額)

第2条 評議員及び役員の報酬等の額は日額とし、6,000円と定める。

(報酬等の支給方法及び支給日)

第3条 日額により支給する報酬等は、当該月内に支給するものとする。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員が公務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

2 評議員及び役員が公務のため出張したときは、鉄道賃又は車賃を支給する。

(支給の制限)

第5条 評議員及び役員で、当法人の職員を兼務し、報酬等を得ている者には支給しない。

附 則

この規則は、平成29年 6月26日から施行する。